

資料編

資料編

1 牧之原市障害者計画等策定委員会委員名簿

所 属	氏 名	備 考
榛原医師会会長	石 井 英 正	
榛原総合病院副看護部長	大 井 陽 江	
牧之原市身体障害者福祉会会長	大 石 鉄 男	平成29年度委員
	松 浦 晴 彦	平成28年度委員
牧之原市手をつなぐ育成会会長	吉 添 みえ子	平成29年度委員
	樽 林 善 廣	平成28年度委員
特定非営利活動法人 精神保健福祉みどり会理事長	小 俣 溶 子	
榛南視覚障害者協会会長	蓮 池 悟 志	
聴覚障がい者代表	松 浦 里枝子	
(福) 牧之原市社会福祉協議会会長	水 野 隆	
(福) 一羊会理事長	栗 林 均	
(福) 牧ノ原やまばと学園理事長	長 澤 道 子	
特定非営利活動法人こころ理事長	菅 原 小夜子	
牧之原市小中学校校長会代表	植 田 伸 子	平成29年度委員
	山 本 和 義	平成28年度委員
就労移行支援センターレインボー施設長	植 田 勝 実	
牧之原市商工会会長	本 杉 芳 郎	
静岡県立吉田特別支援学校校長	原 田 満 紀	平成29年度委員
	村 木 明 広	平成28年度委員
静岡県健康福祉部障害者政策課	貝 沼 芳 美	平成29年度委員
	小 池 吉 孝	平成28年度委員
島田公共職業安定所榛原出張所 就職促進指導官	前 田 基	平成29年度委員
	松 下 敏 春	平成28年度委員
牧之原市民生委員児童委員協議会会長	杉 本 正	
牧之原市ボランティア連絡会会長	鈴 木 一 行	
牧之原市人権擁護委員代表	久保田 千江子	平成30年1月～
	小 出 みゆき	～平成29年12月末
市民公募	三 浦 安喜子	
市民公募	戸 塚 佳代子	

2 牧之原市障害者計画等策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、牧之原市付属機関設置条例（平成27年牧之原市条例第4号）第3条の規定に基づき、牧之原市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、牧之原市障害者計画及び障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定を推進するため、次の事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画策定に関連する必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、牧之原市付属機関設置条例第2条の規定により設置された牧之原市障害者自立支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の委員及び市民公募による委員をもって構成し、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画が策定された日までとする。

2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、ネットワーク会長の職にある者をもって充て、副委員長は、ネットワーク副会長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会及びワーキンググループ)

第7条 委員会は、第2条に規定する所掌事務について必要な調査又は検討等を行わせるため、部会及びワーキンググループを置くことができる。

2 部会並びにワーキンググループの組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。

3 牧之原市障害者計画策定委員会ワーキングメンバー

所 属	氏 名	備 考
商工企業課（企業立地係）	増 井 麻奈美	平成29年度
	加 藤 智	平成28年度
都市計画課（都市建築係）	西 宣 征	
高齢者福祉課（地域包括ケア推進係）	寺 田 実 央	
学校教育課（指導係）	杉 山 哲 也	
防災課（危機管理係）	野 田 章 子	
子ども子育て課（子育て支援係）	森 田 さおり	
健康推進課（母子健康係）	中 村 恵 理	
	古 川 馨 子	
社会福祉協議会（地域福祉課地域福祉係）	大 石 亜 紀	
社会福祉課（地域福祉係）	中 野 拓 人	
社会福祉課（障害者支援係）	河 原 瑞 穂	
社会福祉課（障害者支援係）	中 西 めぐみ	
社会福祉課（障害者支援係）	山 本 和 正	
社会福祉課（障害者支援係）	澤 入 梓	
社会福祉課（障害者支援係）	田 中 ちとせ	
社会福祉課（障害者支援係）	大 窪 悠 太	

4 計画の策定経過

年月日	内容	協議事項等
平成28年 9月5日	第1回ワーキング	・計画策定について ・各課の取組について
9月12日	第2回ワーキング	・アンケート項目の検討
10月12日	第1回障害者計画等策定委員会 (全体会)	・計画策定について ・アンケート調査について
12月1日～ 19日	障がい福祉に関するアンケート調査の 実施	
平成29年 2月16日	第3回ワーキング	・アンケート調査結果の分析、事業評 価について
3月17日	第2回障害者計画等策定委員会 (全体会)	・アンケート調査結果の報告 ・第2次障がい者計画の進捗状況
8月18日	障がい者団体連絡会による意見交換	・アンケート調査結果の感想と課題に ついて
8月25日	第1回ワーキング	・国の動向、障がい施策について
9月8日	第2回ワーキング	・今後求められる施策の検討
9月15日	第1回障害者計画等策定委員会 (全体会)	・計画の進め方、第2次障がい者計画 の評価・課題について
9月27日	第1回障害者計画等策定委員会 (部会)	・今後求められる施策の検討
10月5日	第3回ワーキング	・今後求められる施策の修正・追加、 整理
10月16日	第2回障害者計画等策定委員会 (部会)	・重点取組の検討
10月31日	第2回障害者計画等策定委員会 (全体会)	・部会の進捗報告 ・重点取組の投票・決定
11月7日	第4回ワーキング	・基本理念、将来像の検討
11月17日	第3回障害者計画等策定委員会 (全体会)	・基本方針・基本理念・将来像の検討 ・障がい福祉・障がい児福祉計画の中 間報告
12月21日	第4回障害者計画等策定委員会 (全体会)	・計画書(案)の協議
12月28日～ 1月18日	パブリックコメントの実施	
平成30年 2月16日	第5回障害者計画等策定委員会 (全体会)	・計画書(案)の協議
3月	計画確定	

5 国の法制度の動向

年	関連法令	概要
平成23年	<改正> 障害者基本法の施行	・ 目的規定や障害者の定義の見直しなど
	<改正> 障害者自立支援法*の施行	・ 障害者の範囲の見直しやグループホーム等利用助成の創設など
平成24年	障害者虐待防止法の施行	・ 障害者の虐待の防止に係る国等の責務、障害者虐待の早期発見の努力義務を規定
	<改正> 障害者自立支援法の施行	・ 利用者負担の見直しや相談支援体制の強化など
平成25年	障害者総合支援法の施行	・ 障害者自立支援法の廃止に伴う障害者の範囲の見直しや障害支援区分の創設 ・ 障害者の範囲の明確化
	<改正> 障害者雇用促進法の施行	・ 障害者権利条約の批准に向けた対応など
	障害者優先調達推進法の施行	・ 障害者就労施設等の受注機会の確保に必要な事項等を規定
平成26年	障害者権利条約*の批准	・ 障害者の尊厳と権利を保障するための人権条約に批准
平成27年	<改正> 障害者雇用促進法の施行	・ 障害者雇用納付金制度の範囲拡大
平成28年	障害者差別解消法の施行	・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や措置等を規定
	<改正> 障害者雇用促進法の施行	・ 障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務について規定
	<改正> 発達障害者支援法*の施行	・ 幼児期から高齢期まで切れ目のない支援等、発達障害者の支援の一層の充実
	成年後見制度利用促進法の施行	・ 成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進
平成30年	<改正> 障害者雇用促進法の施行	・ 法定雇用率の算定基礎の見直し（雇用率の引き上げ、精神障害者の追加）
	<改正> 障害者総合支援法の一部施行	・ 生活と就労に対する支援を充実させることを目標とした新サービスの創設
	<改正> 児童福祉法の施行の一部施行	・ 障害児への支援の拡充 ・ 障害児福祉計画作成の義務付け

6 用語解説

あ 行

医療的ケア

◇掲載ページ◇ 41・42・68・71・74 他

家族や看護師等が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為。

インクルーシブ教育

◇掲載ページ◇ 37

「障がいがある・障がいがない」という2分法での分離型学習ではなく、違いを踏まえた上で、総合型の環境で両者の教育を進めていこうとするもの。

NPO（NPO=Non Profit Organization）

◇掲載ページ◇ 60

民間非営利団体と訳される。継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことを指し、行政や企業とともにこれからの社会を支えるものとして期待されている。

音響信号機

◇掲載ページ◇ 51

信号機が青になったことを視覚障がいのある人に知らせるため、誘導音を出す装置がついている信号機。

か 行

介護保険制度

◇掲載ページ◇ 38・42

加齢に伴って生ずる心身の変化により、介護を必要とする状態になった人について、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、国民の共同連帯の理念に基づいて、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う制度。

ガイドヘルプ

◇掲載ページ◇ 20

移動支援事業。全身性障がいや視覚障がい、知的障がいを持つ人など、一人で外出するのが困難な方について必要なサポートや介助を行う。

家庭児童相談室

◇掲載ページ◇ 36・44

家庭における児童の健全な養育・福祉の向上を目的に、福祉事務所に設置された相談所。社会福祉主事と家庭児童相談員が指導にあたる。

基幹相談支援センター

◇掲載ページ◇ 44・81・82

障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言等を行う機関。

共生社会

◇掲載ページ◇ 1

障がいがあってもなくても、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える「全員参加型」の社会。

ケア会議

◇掲載ページ◇ 39・41・42・49

一人（一家族）の障がいのある人のことについて、関係者が集まり、支援等について考える会議。

ケアマネジメント

◇掲載ページ◇ 77・92

主に介護等の福祉分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法のこと。

健康づくりリーダー

◇掲載ページ◇ 40

自分自身が健康になるための活動をするだけでなく、市民が健康になるために、地域における啓発活動や教室を開催するなど、市民の健康づくり活動を推進するボランティア。

言語聴覚士

◇掲載ページ◇ 37

ことばによるコミュニケーションに障がいがある人の社会復帰を手伝い、自分らしい生活ができるよう支援する専門家。

権利擁護

◇掲載ページ◇ 15・24・27・30・43 他

地域で安心して生活できるよう、不当な差別、虐待等から障がい者個人の権利を守り、権利行使等に関する相談・援助を行うこと。

高次脳機能障がい

◇掲載ページ◇ 2

高次脳機能（認知）とは、知覚、記憶、学習、思考、判断などの認知過程と行為の感情（情動）を含めた精神（心理）機能を総称する。病気（脳血管障がい、脳症、脳炎など）や、事故（脳外傷）によって脳が損傷されたために、認知機能に障がいが出た状態を、高次脳機能障がいという。

合理的配慮

◇掲載ページ◇ 30・46・47・85・101

障がいのある人の人権が、障がいのない人と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他の社会生活に平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行により、地方公共団体等の行政機関においては義務化され、企業などの事業者には可能な限り合理的配慮を提供することが求められるようになった。

さ 行

差別解消支援地域協議会

◇掲載ページ◇ 46

地域における障がい者差別に関する相談等について情報を共有し、障がい者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして組織。

静岡県福祉のまちづくり条例

◇掲載ページ◇ 51

障がいのある人や高齢者など、誰もが公共的施設を安全かつ円滑に利用できるよう、バリアフリー化の推進を目的とする条例。

児童発達支援事業所

◇掲載ページ◇ 42・67・68・94

障害児通所支援の一つで、小学校就学前までの障がいのある子どもが通い、支援を受けるための施設。

児童発達支援センター

◇掲載ページ◇ 36・42・67・94

地域の障がいのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

自立支援医療（更生医療、育成医療）

◇掲載ページ◇ 39

身体上の障がいまたは現存する疾患を放置すれば、障がいを残すと認められる疾患で、確実な治療効果が期待できるものを対象として、必要な手術や治療などの医療費を公費で負担すること。18歳以上の場合は身体障害者福祉法により更生医療が、18歳未満の場合は児童福祉法により育成医療が適用される。

自立支援医療（精神通院医療）

◇掲載ページ◇ 6・39

通院により精神疾患の治療を受けている方で、指定医療機関において、精神疾患の継続的な通院医療を行う場合に、医療費の一部が公費で負担される。自己負担は1割で、所得に応じて自己負担上限額が設定される。

社会福祉協議会

◇掲載ページ◇ 4・32・33・34・45 他

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながら、ともに考え、実行していく民間の社会福祉団体。

重症心身障がい

◇掲載ページ◇ 41・42・74

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態。

重度障害者（児）医療費助成事業

◇掲載ページ◇ 39

重度障がい者（児）の健康を確保するため、病院などでかかった医療費を助成する事業。

手話通訳者、要約筆記者、手話奉仕員

◇掲載ページ◇ 17・56・57・85

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳等の方法により、他者との意思疎通を支援する人。

障害者基本法

◇掲載ページ◇ 1・2・56・101

障がいのある人のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。障がいのある人のための施策に関して基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。「心身障害者対策基本法」を改正したもので、平成5年施行。平成23年7月に改正された。

障害者虐待防止法

◇掲載ページ◇ 1・101

正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。障がいのある人への虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律。国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者、使用者などによる障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課している。平成24年10月1日に施行。

障害者雇用促進法

◇掲載ページ◇ 47・101

正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障がいのある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障がいのある人の職業の安定を図ることを目的とする法律で、平成28年4月に改正された。

障害者差別解消法

◇掲載ページ◇ 1・43・101

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、平成28年4月1日に施行。

障害者自立支援ネットワーク

◇掲載ページ◇ 4・44・46・48・58 他

障がいがあってもなくても安心して生活できるよう、行政、医療機関、民生委員、企業等、福祉に関する関係機関が集まり、地域課題の検討・課題解決に向けた取組を行っている。

障害者総合支援法

◇掲載ページ◇ 1・63・101

地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等、障がいのある人の日常生活及び社会生活に対して総合的な支援を行う法律で、平成25年4月1日に施行。

障害者相談員

◇掲載ページ◇ 44

障がいのある人、またはその保護者の相談に応じ、指導、助言、及びその人の更生のための必要な援助を行う民間の協力者。

障害者優先調達推進法

◇掲載ページ◇ 1・41・101

正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。障がい者就労施設等で就労、または在宅で就業する障がいのある人の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービス（役務）を調達する際、障がい者就労施設等からの調達を推進するための法律で、平成25年4月1日に施行。

小児慢性特定疾患

◇掲載ページ◇ 6・10

治療が長期間にわたり医療費も高額となる14種の疾患群（722疾病）。これらについて、「小児慢性特定疾患治療研究事業」を行い、研究の推進と治療の確立・普及を図り、併せて医療費の給付により患者家族の負担を軽減している。

情報アクセシビリティ

◇掲載ページ◇ 56

年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

ジョブコーチ

◇掲載ページ◇ 15

障がいのある人が職場の習慣や人間関係に適応し働いていくため、作業工程の工夫、作業指導の方法などを助言するとともに、通勤時、就労時などのサポートをする。

身体障害者手帳

◇掲載ページ◇ 7・13

身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能・言語機能または咀嚼機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能障がい（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸又は小腸、免疫の機能障がい）で、障がいの程度により1級から6級の等級が記載される。

生活習慣病

◇掲載ページ◇ 38・40

がん、脳血管障がい、心臓疾患、高血圧症、糖尿病等、食習慣、運動習慣、休養・喫煙・飲酒等の生活習慣が、その発症、進行に関与する疾患群。

精神障害者医療費助成事業

◇掲載ページ◇ 39

精神科に入院した際の費用の一部を助成する事業。

精神障害者保健福祉手帳

◇掲載ページ◇ 9・13

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、一定の精神障がいの状態にあることを証する。精神障がいのある人の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた者に対して各種の支援策が講じられる。

精神科デイケア

◇掲載ページ◇ 39

就労、復職あるいは就学・復学を目指す、精神科・心療内科などに通院中の人を対象に、グループ活動等を通じてリハビリテーションを行うもの。

成年後見制度

◇掲載ページ◇ 15・43・45・83・84 他

判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など）の財産管理や身上監護を支援し権利を保護するための制度。成年後見は、後見・保佐・補助の3つの類型に分かれる。また任意後見は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ後見人を決めておくこと。

早期療育

◇掲載ページ◇ 30・35・36

「療育」とは、障がいのある子どもの発達を促し、自立して生活できるように援助すること。早い段階からきちんとした治療と教育を行えば、適応障がいのない状態で成長することが可能であるとされており、早期療育が効果的であると言われている。

相談支援事業所

◇掲載ページ◇ 19・29・40・44・45 他

日常生活上の支援を必要とする障がいのある人やその家族等に対し、窓口による相談や家庭訪問による相談等を行う事業所。

相談支援専門員

◇掲載ページ◇ 44・55・78

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障がいのある人の全般的な相談支援を行う人。

た 行**地域生活支援拠点**

◇掲載ページ◇ 42・65

障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障がいのある人の地域生活支援をさらに推進する点から、障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、様々な支援を切れ目なく提供する仕組み。

地域包括ケアシステム

◇掲載ページ◇ 42・64

高齢者や障がいのある人、子育て家庭など、支援を必要とする人が身近な地域で相談することができ、ニーズに対応した保健・医療・福祉などのサービスが総合的に提供される包括的な支援体制。

デマンド型乗合タクシー

◇掲載ページ◇ 52

ドア・ツー・ドアの送迎を行うタクシーの利便性と、乗合・低料金というバスの特徴を兼ね備えた移動サービス。

点字ブロック

◇掲載ページ◇ 32・50・51

正式名称は「視覚障害者誘導用ブロック」。視覚障がいのある人が足裏の触感覚で認識できるよう、突起を表面に付けたもので、視覚障がいのある人を安全に誘導するために地面や床面に敷設されているブロック（プレート）のこと。

点訳奉仕員、朗読奉仕員

◇掲載ページ◇ 57

主に視覚障がいのある人のために、文書や図書を点字にしたり、音訳したりするボランティア。

特定疾患

◇掲載ページ◇ 6・10

難病のうち、難治度、重症度が高く、さらに患者数が少ない130の疾患。これらについて、「特定疾患治療研究事業」を行い、研究の推進と治療の確立・普及を図り、国はそのうち56の疾患について、県単独のものを含めると58の疾患について、医療費の給付により患者の負担を軽減している。平成26年、「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」が成立し、特定疾患から指定難病に移行。

特別支援学校

◇掲載ページ◇ 71

平成19年4月より、盲学校、聾学校、養護学校は全て、障がいの種類を越えて、特別支援学校という呼称に統一された。地域の小・中学校等の相談、支援等、地域の特別支援教育の中心的な役割を果たす。

特別支援教育

◇掲載ページ◇ 30・37

学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（AD／HD）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向け、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持っている力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

な 行

難病

◇掲載ページ◇ 2・6・10・86

原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護などに人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。

難病患者介護家族リフレッシュ事業

◇掲載ページ◇ 41

在宅で人工呼吸器を使用されている等の難病患者及び重度心身障がい者（児）の家族等の介護の負担を軽減するための、滞在型の訪問看護サービス。

日常生活自立支援事業

◇掲載ページ◇ 15・45

知的障がいや精神障がいのある人、認知症の高齢者など、判断能力が十分でない人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

日常生活用具

◇掲載ページ◇ 21・86・87

重度の障がい者（児）や難病患者の日常生活を容易にするための用具。視覚障がい者用のタイプライター・電磁調理器・点字図書、聴覚障がい者用のファックス・文字放送デコーダー、肢体不自由者及び難病患者用のベッド・入浴補助用具・スロープなどがある。

ノーマライゼーション

◇掲載ページ◇ 60

障がいのある人を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会とする考え方。

は 行

発達障がい

◇掲載ページ◇ 2・10・23・38・39

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（AD／HD）、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとしている。

発達障害者支援法

◇掲載ページ◇ 101

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいなどの発達障がいのある人に対する援助等について定めた法律で、平成17年4月1日に施行。

バリアフリー

◇掲載ページ◇ 28・30・32・50・51 他

「障がいのある人が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリアBarrier）となるものを除去（フリーFree）する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去」という意味でも用いる。

ピア・ピア活動

◇掲載ページ◇ 33・44・80

「ピア」は同じものを共有する仲間の意味で、例えば「ピア活動」は障がいのある人等、同じような課題に直面する人同士が互いに支え合う支援活動。

ファックス110番・119番、NET119

◇掲載ページ◇ 57

聴覚や言語に障がいのある方のための新しい緊急通報システム。「ファックス119」は、FAXから110番、119番通報することができる。「NET119」は、スマートフォン・携帯電話のインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く119番通報することができる。

福祉避難所

◇掲載ページ◇ 24・53・55

地震や豪雨といった大きな災害が起こったときに、何らかの特別な配慮が必要な人たちを受け入れてケアする場所で、一般的な避難所での生活が困難な人たちのための避難所のこと。

法定雇用率

◇掲載ページ◇ 11・24・47・101

社会連帯の理念に基づき、障がいのある人の雇用の場を確保するため、労働者の数に対する一定割合（＝法定雇用率）の身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人を雇用する義務を事業主に課す制度。

訪問看護ステーション

◇掲載ページ◇ 41

看護師などが居宅を訪問して、主治医の指示や連携により行う看護（医療上の世話又は必要な診療の補助）。

ホームヘルパー

◇掲載ページ◇ 55

在宅の高齢者や障がいのある人の自宅を訪問し、介護サービスや家事援助サービスを提供する。

補装具

◇掲載ページ◇ 21

身体障がいのある人が装着することにより、失われた身体の一部、あるいは機能を補完するものの総称。具体的には、義肢（義手・義足）、装具、車椅子、肢装具、杖、義眼、補聴器などもこれにあたる。

ボランティア

◇掲載ページ◇ 12・20・21・23・30 他

社会福祉において、個人の意思により無償で労力提供等を行うこと。ボランティアの4原則「自主性」「社会性」「無償性」「継続性」。ただし、有償の場合もある。

ボランティアコーディネーター

◇掲載ページ◇ 54

市民が社会的な活動に参加することを促進し、支える専門スタッフ。ボランティア活動をした人とボランティアを求めている人を結びつける役割をもつ。

ま 行**民生委員児童委員**

◇掲載ページ◇ 29・55・59・60

民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。担当地区内の生活に困っている人や、障がいのある人、高齢者、児童などの相談に応じ、適切な助言、指導を行う。

や 行**ユニバーサルデザイン**

◇掲載ページ◇ 50・56

年齢、性別、能力、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを認め合い、最初からできるだけ全ての人々が利用しやすい、全ての人に配慮した、環境、建築、施設、製品等のデザインをしていることとする考え方。

要援護者

◇掲載ページ◇ 54

高齢者や障がいのある人、乳幼児等の、災害時において安全な場所に避難する際に支援を要する人のこと。

要保護児童等対策地域協議会

◇掲載ページ◇ 44

虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等に関する情報の交換や支援を行うための協議を行う場。平成16年の児童福祉法改正法において、法的に位置付けられた。

ら 行**ライフステージ**

◇掲載ページ◇ 27・35

幼児期、児童期、青年期、老年期など、人生の様々な過程における生活史上の各段階のこと。

療育手帳

◇掲載ページ◇ 8・13

児童相談所または知的障害者更生相談所において「知的障がい」と判定された人に対して交付され、相談・指導や各種の更生援護を受けることができることを確認する証票。障がいの程度により、A（重度）とB（軽度）に区分される。

レスパイト

◇掲載ページ◇ 71

「休息」や「小休止」を意味する。在宅で介護を必要としている方が福祉サービス等を利用している間、介護をしている家族等が休息を取れるよう支援することをレスパイトケアという。